**令和６年度障害者差別解消に関する取組み状況及び**

**令和７年度取組み予定**



**イエローリボン**

障害者権利条約の考え方に基づいて「障害がある人もない人も誰もが住みやすい社会をめざす」その取組みのためのシンボルマークです。

世田谷区では障害者差別のないまち“世田谷”をつくる取組みのシンボルマークとして使用しています。

**令和７年６月**

**世田谷区**

目次

**Ⅰ　令和６年度の取組み**

１　基本的な方針　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・　２

２　相談支援　　 　　　　　　　・・・　２

３　障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発

（共生社会ホストタウンの取組みを含む）　　　 　　　　 ・・・　８

４　障害者差別解消支援地域協議会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・１０

５　障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進　・・・１１

６　世田谷区手話言語条例の普及・啓発、手話を使いやすい環境の整備　　　・・・１１

７　庁内での取組み　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・１１

**Ⅱ　令和７年度の取組み（予定）**

１　相談支援　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・１３

２　障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発

（共生社会ホストタウンの取組を含む）　　　　　　　　　　　　　　　・・・１３

３　障害者差別解消支援地域協議会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・１３

４　庁内での取組み　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・１４

５　障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進　・・・１４

６　世田谷区手話言語条例の普及・啓発、手話を使いやすい環境の整備　　　・・・１４

【資料】

〇　参考１　障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の要旨　　・・・１５

○　参考２　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に

当たっての世田谷区の基本方針　　　　　　　　　　　　　　　・・・２２

○　参考３　世田谷区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する

職員対応要領　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・２５

○　参考４　世田谷区障害者差別解消推進委員会設置要綱　　　　　　　　・・・２８

○　参考５　世田谷区障害者差別解消推進幹事会設置要綱　　　　　　　　・・・３１

**Ⅰ　令和６年度の取組み**

**１　基本的な方針**

区は、令和５年１月に制定した「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」をはじめ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）の施行に当たっての世田谷区の基本方針」及び「世田谷区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、障害者差別解消に関する施策を一体的に推進する。

**２　相談支援**

**（１）障害者差別に関する相談等への対応と改善の働きかけ**

各相談窓口及び庁内各課は、「世田谷区職員向け　障害を理由とする差別を解消するためのガイドブック【第３版】」に基づき、障害を理由とする差別について相談があった場合、内容を把握し、対応を行った。

　　　障害施策推進課は、所管課の対応について、支援を行うとともに、区の担当所管の

ない民間事業者に対応した。

　　　障害施策推進課に専門調査員を配置し、障害者からの日常生活における差別等に関

する相談に対応し、相談者の了解のもと、相手方(区の所管課や事業者等)に対し合理

的配慮の提供に向けて理解の促進や調整を図った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 対応所属 |
|  | 区が実施する事業（委託事業を含む） | 担当課 |
|  | 区の補助事業等 | 担当課 |
|  | 区の担当所管のない民間事業等（例：レストラン） | 障害施策推進課 |

**（２）相談体制の周知**

障害者差別を受けた当事者に、相談窓口を利用してもらえるよう、相談窓口の情報や相談解決の流れについて以下のとおり周知を行った。

① 相談窓口の周知

区のホームページに「障害を理由とした差別の相談窓口」を掲載し、相談窓口の情報と障害者差別についてより分かりやすく情報提供した。

「障害者のしおり」の相談窓口の総合窓口のページに「障害を理由とする差別の相談窓口として掲載した。

**（３）相談・対応の状況（令和６年４月１日～令和７年３月31日）**

障害施策推進課の専門調査員が受け付けた相談・対応の状況は、以下のとおりで

ある。

令和６年度の相談・問合せの総件数は31件となり、前年度(19件)と比較し12件の

増加となっている（前年比63.2％増）。

相談の主訴では、差別・合理的配慮に関するものが19件(61.3％)であった。確認の結果、「障害者差別解消法における障害を理由とする差別」（行政機関・事業者における不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供）として対応したものは11件（35.5％）である。「その他の相談・問い合わせ」18件（58.1％）は、制度の問合せや就労に関わる差別であった。相談者は、当事者が16件（51.6％）で多くを占めている。家族からは７件（22.6％）であった。

1. 相談内容別

確認後の内容のうち、「不当な差別的取り扱い」が１件、「合理的配慮の提供」が10件で、その内訳は,物理的環境への配慮が４件、ルール・慣行の柔軟な変更が6件であった。相談の相手方は、世田谷区が８件、民間事業者が23件であった。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 相談の内容 | | 相談の  主訴 | 確認後の  分類変更 | 確認後の内容 | 割合 | 相談の相手方（件） | | | | | 5年度 （件） |
| 区 | 他の行政機関 | 民間事業者 | 個人 |  | |
| ◆差別解消法関連 | | 19件 |  | 11件 | 35.5％ | 5 | 0 | 6 | 0 | 7 | |
| 不当な差別的取扱いについて | | 7件 | ルール慣行へ２件  その他へ4件 | 1件 | 3.2％ | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 合理的配慮の提供について | | 12件 |  | 10件 | 32.3％ | 5 | 0 | 5 | 0 | 7 | |
| 内訳 | 物理的環境への  配慮 | 6件 | 環境整備へ1件  その他へ１件 | 4件 | 12.9％ | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | |
| 意思疎通への  配慮 | 1件 | その他へ1件 | 0件 | 0％ | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | |
| ルール・慣行の  柔軟な運用 | 5件 | 不当な差別から２件  その他へ1件 | 6件 | 19.4％ | 4 | 0 | 2 | 0 | 4 | |
| ◆環境の整備 | | 1件 | 物理的環境への配慮から1件 | 2件 | 6.5％ | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ◆その他の相談・問合せ | | 11件 | 不当な差別から4件  物理的環境から1件  意思疎通から１件  ルール慣行から１件 | 18件 | 58.1％ | 1 | 0 | 17 | 0 | 12 | |
| ◆対応中(年度末現在) | | 0件 |  | 0件 | 0％ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合　　計 | | 31件 |  | 31件 | 100％ | 8 | 0 | 23 | 0 | 19 | |

※　集計表の「主訴」は相談時の相談者の認識における分類、「確認後の内容」は専門調査員による状況確認後の分類である。なお、主訴の内容を精査し、改めて割り振りをし直したため、「その他」の項目が増えているが、個々の考え方については後述（参考１「障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の要旨」）のとおりである。

※　「相談の内容」について、障害者差別解消法は、行政機関等及び事業者に対し、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。「合理的配慮の提供」は個別の場面において、個々の障害者に対して行われる配慮、「環境の整備」は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置である。

※　割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、各項目の和が、100％にならない場合がある。また、内訳の割合の和が、小計の割合と一致しない場合がある。

1. 相談者別

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 当事者 | 家族 | 当事者団体 | 区民 | 事業者・区職員  委託・指定管理 | 不明・その他 | 合計 |
| 件数 | 16件 | 7件 | 2件 | 1件 | 3件 | 2件 | 31件 |
| 割合 | 51.6％ | 22.6％ | 6.5％ | 3.2％ | 9.7％ | 6.5％ | 100.1% |
| 5年度 | 11件 | 5件 | 1件 | 1件 | 1件 | 0件 | 19件 |

当事者からの相談が16件で最も多く、次いで家族からの相談が７件であった。

1. 障害種別

肢体不自由に関する相談が13件、次いで視覚に関する相談が５件であった。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 身体 | | | | 知的 | 発達 | 精神 | 難病 | 不明・なし | 合計 |
| 視覚 | 聴覚 | 肢体  不自由 | 内部 |
| 件数 | 5件 | 1件 | 13件 | 1件 | 1件 | 1件 | 3件 | 1件 | 5件 | 31件 |
| 割合 | 16.1％ | 3.2％ | 41.9％ | 3.2％ | 3.2％ | 3.2％ | 9.7％ | 3.2％ | 16.1％ | 99.8% |
| 5年度 | 0件 | 3件 | 5件 | 0件 | 3件 | 2件 | 4件 | 0件 | 2件 | 19件 |

1. 初回相談の方法

　　　　電話による相談が21件、メールによる相談８件は、「区民の声」経由のものである。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 電話 | メール | 文書 | 窓口 | 訪問 | 合計 |
| 件数 | 21件 | 8件 | 0件 | 2件 | 0件 | 31件 |
| 割合 | 67.7％ | 25.8％ | 0％ | 6.5％ | 0％ | 100% |
| 5年度 | 10件 | 7件 | 0件 | 2件 | 0件 | 19件 |

⑤ 対応の内容

「障害者差別解消法に基づく対応」が11件、「その他の相談・問い合わせ」は18件であった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対　応　区　分 | 件数 | 割合 | 5年度 |
| ◆障害者差別解消法に基づく対応（注釈１） | 11件 | 35.5％ | 7件 |
| * 相手方への訪問・電話等を通して状況を確認し、合理的配慮の提供等に向け調整 | 4件 | 12.9％ | 1件 |
| * 区が実施する事業（委託事業を含む）、区の補助事業の所管課へ対応を依頼し、経過を確認 | 6件 | 19.4％ | 3件 |
| * 相談者の了承を得て、相談内容を相手方へ連絡   （相談者が相手方との調整を希望しない場合等） | 1件 | 3.2％ | 3件 |
| ◆環境の整備に関する対応（注釈２） | 2件 | 6.5％ | 0件 |
| * 相談内容についての助言等 | 2件 | 6.5％ | 0件 |
| ◆その他の相談・問い合わせ | 18件 | 58.1％ | 12件 |
| * 法律や区の体制、広報等について説明 | 4件 | 12.9％ | 0件 |
| * 保健福祉サービスに対する意見として対応 | 1件 | 3.2％ | 0件 |
| * その他の意見として対応   （不当な差別や合理的配慮に関する事前相談対応など） | 12件 | 38.7％ | 10件 |
| * 匿名等により調査ができなかったもの | 1件 | 3.2％ | 2件 |
| ◆対応中(年度末現在) | 0件 | 0.0％ | 0件 |
| 合　計 | 31件 | 100％ | 19件 |

（注釈１）障害者差別解消法上、「差別」と規定されている、「不当な差別的取り扱い」及び「合理的配慮の不提供」に対する対応。

（注釈２）不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置に関する相談に対する対応。

専門調査員による相談に対する対応の詳細は以下のとおりである。

・障害者差別解消法における障害を理由とする差別に関する相談については、相談者の了解のもと、相手方に対し合理的配慮の提供等に向けて理解の促進や調整を図った。

・所管課の対応について、支援を行った。

・法の内容等への問合せには、情報提供を行った。

・雇用促進法による対応案件は、ハローワーク等への相談機関へ繋いだ。

※各相談の要旨及び対応の概要は15ページ　参考１「障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の要旨」参照。

**（４）相談対応の事例**

①行政のルール変更

事例１【学童クラブのルール変更】

相談者：保護者  
【相談内容】

・子どもは支援学級のあるA小学校に通学してその学童クラブを利用し、送迎車両で帰宅

しているが、夏休み期間中はその送迎車両が利用できないことを知った。

・このため、夏休み期間のみ自力で通える最寄りのB学童クラブを利用したいと担当課に

希望したが、不可との回答であった。

・父母は共働きのため送迎は難しく、児童の障害の状況から移動支援により公共交通機関を利用して通うことも負担が大きい。

【経過】

担当課と保護者でどのように解決できるか案を提案し協議した。

･担当課：夏休みだけの変更はできないが、通年で同じ学童クラブに在籍するのであれば変更を可能とする。送迎車両事業者との調整は保護者で行ってほしい。

・保護者：送迎車両事業者との調整が整い、送迎に関する懸念が解消されたため、学童クラブを変更することにした。

【考察】

合理的配慮の提供にあたり、双方が建設的対話の目的を理解し、提供できることを協議し、問題が解決の方向に向かった。

1. 民間事業に関する内容

事例２【賃貸住宅申込受付拒否】

相談者：聴覚障害者

【相談内容】

区内在住の聴覚障害者が、区内賃貸物件の申し込みを仲介業者経由で行おうとしたが、管理会社から聴覚障害があるため内見を断られた。申し込みを受付しないのは障害者差別に該当するので、今後のために事業者に指導してほしい。

【経過】

・管理会社の担当者からの回答は、「受付を断った事実はない、今後は通常通りの審査になる」という内容であった。仲介業者からは、本人から受付ができないか再度確認して欲しいと申し出があったので、管理会社に連絡してつい先日内見ができた。契約の可否は管理会社の審査待ちの状況である。

・本人に再確認すると、内見はできたが審査が通過しても障害があるため大家がNGかもしれないと管理会社は話していた。契約は難しいと判断し、当該物件は自分から断った。別の仲介業者を通じて、新たな別件を探す意向である。

【考察】

・聴覚障害者であることを理由として、賃貸住宅の申込を不動産管理会社が一律に断るのは、明らかな障害者差別である。本事例では一度は断ったが、再度の申し入れで申し込みを受け付けたようである。国土交通省の対応指針等にも明示している差別的取り扱いが行われているのではないかと懸念される。

・賃貸事業を営む賃貸人に対し管理会社から、障害者への不当な差別の禁止と合理的配慮について情報提供し理解を求めておくことが望まれる。

**３　障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発（共生社会ホストタウンの取組みを含む）**

　　障害のある人もない人も共に楽しむことができる交流の場の提供や、研修や講演を行

い区民や事業者の障害理解を促進し、障害者差別解消の普及啓発に努めた。

**（１）障害理解促進イベントの開催（区民ふれあいフェスタ）**

障害者週間の記念事業として、令和６年12月８日に区民ふれあいフェスタを実施した

・世田谷区障害者週間記念区長表彰式

・世田谷区障害者雇用促進協議会感謝状贈呈式

・障害者団体発表会

・障害者週間記念作品展

・自主生産品等販売会

**（２）区内小学校への手話講師の派遣**

特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会等の協力を得て、区内小学校に聴覚障

害者が講師として訪問し、障害への理解促進に関する講義及び手話講習を実施した。

【講師】聴覚障害当事者、手話通訳者等　【実績】30校　111クラス　3,448名

**（３）障害者児のアート作品の展示支援**

**①世田谷区障害者施設アート展**

世田谷美術館において令和６年11月に実施

（34施設参加、来場者数1,293人）

**②世田谷区障害者施設アート・オムニバス展**

玉川髙島屋ホワイトモールにおいて令和６年６月に実施

（26施設参加）

**（４）発達障害に関する理解促進**

①区民に向けて発達障害への理解を得ることを目的に講演会を実施した。後日、区の公式YouTubeチャンネルにて本動画の配信も行った。

【内容】発達障害理解のための講演会「子どもの発達障害（特性）の理解と支援～その子らしさを活かすために～」

②発達障害への理解や合理的配慮を広めるため、啓発動画「ハッタツ凸凹あるあ

る」を区の公式YouTubeチャンネルにて配信した。

③４月２日の世界自閉症啓発デーに合わせ、庁舎の一部をブルーデコレーションした

りパネル展示を行ったりするなど、自閉症に対する理解啓発を実施した。

**（５）****ヘルプマーク・ヘルプカードの作成、配布**

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を

必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのヘルプマークや、

援助を必要とする障害のある方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲

の人にお願いするためのヘルプカードを、区役所や関連施設等で配布した。

【配置先】各総合支所保健福祉課、出張所・まちづくりセンター、図書館（地域

図書室、図書カウンターを含む）、障害施策推進課窓口

【配布実績】ヘルプマーク　6,026個、ヘルプカード　4,497枚

　 ヘルプマークとヘルプカードの啓発のためのリーフレットを作成し、上記配置先に

配架した。　リーフレット　3,681枚

**（６）****障害者差別解消に関する研修・講演会等への講師派遣・資料提供・開催協力**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 実績 | 内容 |
| 手話通訳現任研修 | ２月17日  55名 | 障害者差別解消法の概要並びに対応例 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区西南部高次脳機能障害支援センター研修 | ２月27日  支援者56名 | 障害者差別解消法の概要並びに対応例  （ZOOM実施） |
| 小学校　出前講座 | ３月３日  明正小学校児童教職員  30名 | 総合授業(障害者差別)で児童からの質疑応答 |

**（７）ユニバーサルデザインの考え方、まちづくりの理解を図るための出張講座実施**

小学校等への出張講座の実施　【実績】３校　12クラス　約355名

**４　障害者差別解消支援地域協議会**

障害者差別解消法の障害者差別解消支援地域協議会として、世田谷区自立支援協議会を開催した。

相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組みを、地域において関係機関が効果的かつ円滑に行うため、区に寄せられた相談事例についての共有・分析を行った。

≪障害者差別解消支援地域協議会における検討等の状況≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 開催日 | 会議名・検討内容 |
| １ | 令和６年７月22日(月) | 部会：令和５年度 障害者差別解消に関する取組み状況及び令和６年度取り組み予定について |
| ２ | ７月26日(金） | 地域協議会：令和５年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和６年度取組み予定（報告） |
| ３ | 12月９日(月) | 部会：障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応について及び研修実績にかかる報告について |
| ４ | 令和７年１月31日(金) | 地域協議会：障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応について及び研修実績にかかる報告について |

≪推進体制≫

障害者差別解消推進委員会

委員長：区長

（部長級）

障害者差別解消

支援地域協議会

世田谷区自立支援協議会会）

　取組み状況の

共有

同協議会

虐待防止・差別解消・権利擁護部会

幹事会

（課長級）

**５****障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進**

**（１）解説パンフレットの作成・配布**

　　　条例の趣旨を区民等に広く周知するための[解説パンフレット](http://stg-portal.setagaya.local/PubDept/sea02083/knowledge/SiteAssets/Wiki%20Pages/7-05%E3%80%80%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%B7%AE%E5%88%A5%E8%A7%A3%E6%B6%88%E6%8E%A8%E9%80%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/%E3%80%90%E5%8F%82%E8%80%83%E3%80%91%E3%80%8C%E4%B8%96%E7%94%B0%E8%B0%B7%E5%8C%BA%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E7%90%86%E8%A7%A3%E3%81%AE%E4%BF%83%E9%80%B2%E3%81%A8%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E5%85%B1%E7%94%9F%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E3%81%AE%E5%AE%9F%E7%8F%BE%E3%82%92%E3%82%81%E3%81%96%E3%81%99%E6%9D%A1%E4%BE%8B%E3%80%8D%E8%A7%A3%E8%AA%AC%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88.pdf)を、区立小学校４年生に向けて配布を行った。

**（２）商店等における共生社会促進物品助成事業の実施**

条例に定める「地域での交流及び支え合いの推進」の取り組みとして、多様な区民の接点の場でもある商店街を中心に、障害者が外出しやすい環境を整えることにより、障害に対する理解を促進するとともに、商店等での障害者を受け入れる環境の向上を図るための物品の購入・作成経費助成事業を実施した。

**６　世田谷区手話言語条例の普及・啓発、手話を使いやすい環境の整備**

1. **条例趣旨を区民等に広く周知するためのＰＲ施策の実施**

民間企業と連携したPR施策に取り組んだ。

・世田谷ラグビーフェスティバル（12月７日開催）での手話ワークショップの実施

**(２) 手話を使いやすい環境整備**

区役所における待機手話通訳者の配置時間の拡充や保健福祉課等の窓口で二次元コード読み取りによる遠隔手話通訳を開始した。

**７　庁内での取組み**

**（１）世田谷区障害者差別解消推進委員会の開催**

障害者差別解消に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、区長を委員長と

する「令和６年度第１回世田谷区障害者差別解消推進委員会」を令和６年７月４日

に開催し、取組み状況と今後の方向性を共有した。推進委員会の開催に先立ち幹事会

を開催し、情報共有や課題の検討を行った。

**（２）障害者への配慮の推進に向けた具体的な取組み**

区民向け印刷物への音声コード対応について、新たに「音声コード作成ガイド」を　作成し、音声コードの作成方法や手順、作成にあたっての留意点、音声コード読み上げ用携帯端末の設置場所等についての周知を行った。

区が主催する講演会等の事業への手話通訳者の派遣等を実施した。

【手話通訳者派遣件数】114件

**（３）庁内向けメールマガジンの発行**

「イエローリボン通信」を年３～４回発行し、庁内に向けて差別解消に関する事例

紹介や情報提供を実施した。全職員と区の外郭団体の全職員に配信している。

　　　【発行日】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和６年  ５月16日 | №34 | 世田谷区手話言語条例がスタートしました |
| 10月17日 | №35 | 不当な差別と合理的配慮について |
| 令和７年  ２月17日 | №36 | 令和６年度に寄せられた相談から |

**（４）職員研修・共催研修**

　　　障害者差別解消法や世田谷区の基本方針、職員対応要領に基づき、事務事業に取り

組めるよう区職員等（外郭職員含む）に対して研修を実施。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研修内容 | 対象 | 参加者  （延人数） |
| ・障害とは何か、障害者差別解消法について  ・障害当事者による講話 | 採用1年目・技能１年目研修「障害福祉体験」  10回 | 284名 |
| 障害の理解と障害者差別解消法について | 世田谷サービス公社  新規採用職員  ３回 | 141名 |
| 共催研修「障害者差別解消」  ・障害の社会モデルの視点とは  ・障害の社会モデルの視点をもとにした、共生社会の実現に向けた具体的な行動とは | 全職員（常勤職員、会計年度任用職員、外郭団体職員の希望者） | 46名 |

**（５）区外郭団体等への周知・依頼**

区外郭団体に対しても、以下の働きかけを行った。

①障害者差別解消に関する研修・講演会等への講師派遣・資料提供・開催協力。

②仕様書に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を添付の徹底。

③メールマガジン「イエローリボン通信」の発行。

**Ⅱ　令和７年度の取組み（予定）**

令和６年度の取組状況等を踏まえ、令和７年度は次の取組みを進める。

**１　相談支援**

**（１）障害者差別に関する相談等への適切な対応と改善の働きかけ**

　　　専門相談員を配置し、区へ寄せられる差別解消に関する相談・問合せ等に対し、各所管と調整し解決に向け対応する。また、事業者に対しては、合理的配慮の提供に関する相談に対応する。

**（２）国・都と連携した取組み**

　　　内閣府が設置した「つなぐ窓口」や都条例による広域的な差別解消の相談・紛争解決の仕組みと連携し対応する。

**（３）相談体制の周知**

パンフレット、区のお知らせ、ＨＰ等にて、広く相談体制の周知を行う。

**２　障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発（共生社会ホストタウンの取組を含む）**

**（１）障害理解促進イベントの開催（区民ふれあいフェスタ）　令和７年12月７日**

**（２）区内小学校への手話講師の派遣（29校93クラスで実施予定）**

**（３）障害者児のアート作品の展示支援**

①　世田谷区障害者施設アート・オムニバス展

玉川髙島屋ホワイトモール　　　令和７年６月４日～６月10日

②　世田谷区障害者施設アート展

世田谷美術館　　　令和７年10月28日～11月２日

**（４）世界自閉症啓発デー庁舎ブルーデコレーション**

**（５）ヘルプマーク等の配布**

**（６）障害者差別解消に関する研修・講演会等への講師派遣・資料提供・開催協力**

**（７）****ユニバーサルデザインの考え方、まちづくりの理解を図るための小学校等への出張講座実施**

**３　障害者差別解消支援地域協議会**

障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組みを、地域において関係機関が効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会として、世田谷区自立支援協議会を開催する。（本会：令和７年７月25日、令和８年１月30日、虐待防止・差別解消・権利擁護部会：令和７年７月28日、12月８日開催予定）

障害者差別解消支援地域協議会において、事例の共有・分析を通じ、事業者や関係機関等における業務改善や、事案の発生防止のための取組みの共有、啓発活動に係る協議等を行う。

**４　庁内での取組み**

　　環境整備及び個別事案への対応の両面において、合理的配慮の提供を進める。

また、職員への情報提供と、対応力向上の取組みを継続的に行う。

**（１）世田谷区障害者差別解消推進委員会の開催**

**（２）障害者への配慮の推進に向けた取組み**

**（印刷物への音声対応、講演会等における手話通訳の実施等）**

**（３）指定管理者及び委託契約仕様書「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」の添付の徹底**

**（４）庁内向けメールマガジンの発行（随時）**

**（５）職員研修　職層研修・保健福祉領域研修・共催研修**

**（６）区外郭団体等への周知・協力依頼**

**５　障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進**

**（１）普及・啓発**

条例解説パンフレット配布、区民等に広く周知するためのPR事業等の施策に取り組む。

1. **商店等における共生社会促進物品助成事業の実施**

**６　世田谷区手話言語条例の普及・啓発、手話を使いやすい環境の整備**

**（１）条例趣旨を区民等に広く周知するためのＰＲ施策の実施**

民間企業と連携し、条例と令和７年11 月開催の東京2025 デフリンピック（ろう者のためのオリンピック）を関連づけたPR施策に取り組む。

**(２) 手話を使いやすい環境を整備**

区職員の手話への理解促進と、手話を必要とする方とコミュニケーションを図ること

を目的に、福祉窓口の職員が簡単な挨拶の手話等を学ぶ研修を実施する。